

## 6 住宅関連の支援

### 住宅改修費の助成（日常生活用具給付事業）

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎1階11番窓口） TEL：20-1369

手すりの取付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えなどの改修工事費が助成されます。工事着工する前に申請が必要です。

#### 1 対象者

下肢・体幹・移動機能障がい1～3級（6歳以上）

※ただし介護保険対象者は、介護保険の住宅改修費の利用を優先します。

#### 2 助成限度額

20万円

※原則として1割を負担していただきます（負担上限月額はP21参照）。

#### 3 申請に必要なもの

身体障害者手帳、工事見積書、図面が必要です。詳しくは着工前に窓口へお問い合わせください。

### 住宅改善費の助成（県単独事業）

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎1階11番窓口） TEL：20-1369

居室、浴室、洗面所、便所、玄関、廊下などを生活しやすくするために必要な改善工事費が助成されます。工事着工する前に申請が必要です。（新築や増築は対象外です。）

#### 1 対象者

次の(1)～(4)のいずれかに該当し、世帯の前年の所得税額が287,500円以下の方

(1) 肢体不自由1・2級の方 (2) 視覚障がい1・2級の方

(3) 内部障がい等で補装具として車椅子の交付を受けている方

(4) 療育手帳Aの方

※ただし、介護保険対象者は介護保険の住宅改修費（限度額20万円）の利用を優先します。また、上記の住宅改修費の助成（限度額20万円）の対象となる場合についても、そちらの利用を優先します。

#### 2 助成限度額

・所得税非課税世帯 90万円 ・所得税課税世帯 60万円(改善費用の2/3)

※ただし、住宅改修費の助成又は介護保険で住宅改修の助成を受けている場合は、上記の額から20万円を控除します。

#### 3 申請に必要なもの

身体障害者手帳又は療育手帳、工事見積書、工事前・工事後の図面、工事前の写真、通帳が必要です。また、工事前後に職員がご自宅に訪問します。